

# 障害福祉サービス事業所における被疑者・被告人の 受入準備の定性的データ分析

## Qualitative Data Analysis of the Preparations for Accepting Suspects and Defendants in the Welfare Facilities for Person with Disabilities

京 俊輔 村社 卓

Shunsuke KYO Takashi MURAKOSO

### 要 旨

本研究の目的は、障害福祉サービス事業所における被疑者・被告人の受入準備の構造と支援特性を明らかにすることである。研究方法は定性的（質的）研究方法である。調査方法はインタビュー法を採用した。分析方法は定性的（質的）コーディングである。分析の結果、受入準備の構造は「事例の確認とサービスの調整」として明らかにされた。また受入準備における支援特性は「体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認」として明らかにされた。

**Key Words :** 入口支援、被疑者・被告人、障害福祉サービス事業所、定性的研究法

### 1. はじめに

罪を犯した高齢者や障害者に対する福祉的支援が全国的に展開している。福祉的視点で描かれるかれらは、知的障害や精神障害、発達障害などがあるだけでなく、逮捕された時点まで福祉との接点がほとんどないまま、家族からも友人からも見放された社会的孤立状態で生活してきた人たちである。またそういう環境で生活してきたかれらには、弁償できない、上手く反省の弁が述べられないために実刑となる確率が高いというバルネラビリティがあるといわれる（Lindsay2002, 浜井2012, 岩田2013）。

そうした背景をもつかれらに対し、こんにち司法福祉の分野で取組が始まっているのが、かれらを福祉的支援につなげ、生活の安定化を目指す取組である。その一つが刑務所出所者を対象とした出口支援である。出口支援は、2010年度から「地域生活定着促進事業」として事業化されている。もう一つが起訴された高齢者や障害者（以下、被疑者・被告人）<sup>1)</sup>を福祉的支援につなげる入口支援である。入口支援は、2013年度からは起訴された高齢者や障害者に対する支援が、各都道府県の弁護士会、社会福祉士会、都道府県地域生活定着支援センター等の連携のもとで試行されている。

入口支援は出口支援とは異なり、国によって事業化されるまでには至っていないものの、大阪モデルや新長崎モデルなど全国各地でその取組が広がりつつある（伊豆丸2013, 鈴木

2016)。入口支援に共通するのが、起訴された後に弁護士と社会福祉士をはじめとしたソーシャルワーカーが連携し、被疑者・被告人が勾留されている間にアセスメントやケアマネジメントを行い、その結果を調査支援報告書ならびに更生支援計画としてまとめるという点である。その更生支援計画のなかで被疑者・被告人の生活支援を担うことになるのが、障害福祉サービス事業所である。

## 2. 問題設定

### (1) 研究目的

本研究の目的は、障害福祉サービス事業所における被疑者・被告人の受入準備の構造と支援特性を明らかにすることである。障害福祉サービス事業所における入口支援は「受入を検討する時期」「受入の準備をする時期」「受入を開始する時期」の3つに大きく分けることができる。本研究ではこのうち、「受入の準備をする時期」に焦点を当てることにした。

### (2) 先行研究

この入口支援について、これまで研究の中心となってきたのが、刑事司法制度のなかで司法と福祉が連携して、いかようにして被疑者・被告人に対するソーシャルワークを展開できるのかというものである。そのなかで課題となってきたのが、警察署に勾留されている約3週間という短い期間のなかで、いかに被疑者・被告人のアセスメントを実施し、その結果に基づき更生支援できるためのケアマネジメントを実施するかという点である (Robartsら1999, 京2015a)。

上記のケアマネジメントの結果は、更生支援計画書にまとめられ、裁判所に提出される。その更生支援計画書は、「医療面」「収入面」「居所・生活面」「就労面(日中活動)」「支援関係者の連携」という項目<sup>2)</sup>が用意されており、その多くの部分に障害福祉サービス事業所のサービス利用が記載される(京2015b)。つまり被疑者・被告人の更生支援を図る上で障害福祉サービス事業所の担う役割は、単なる生活支援にとどまらない可能性がある。

被疑者・被告人の受入を表明し、就労支援や生活支援を中心に福祉サービスを提供する障害福祉サービス事業所が更生支援のなかでどのような役割を担うのかについては、未だ明確な方向性が定まっていない。たとえば大杉は、「他者が『本人のため』と言いながら再犯しないことを押しつけ、本人の意思を無視して自由を制限するのはおかしな話であろう」(大杉2016: 75)とし、再犯防止は福祉や医療の目的ではないと主張する。その一方で、石川は「刑事司法システムの初期段階の犯罪定義づけ活動において、知的障害者を可能なかぎり福祉システムへとダイバートすることが、人道性の見地からも、再犯防止の有効性や経済性という観点からも望ましい」(石川2014: 1096)と主張するように、再犯防止を障害福祉サービス事業所が担う可能性について言及している。

障害福祉サービス事業所内で再犯防止プログラムを実施する事業所も散見される。大阪府立砂川厚生福祉センターでは、再犯防止をめざした特別支援プログラムを用意し、SSTや窃盗改善プログラムを実施している（菅原ら2013）。しかしながら、このようなプログラムを用意して取り組む例は少なく、矯正施設を退所した者も含めた支援プログラムがまだほとんど確立されていない状態が続いている（木下ら2012）。

こうした状況の下、木下らや木村らは、被疑者・被告人の受入を打診した障害福祉サービス事業所等から受入を拒否された例や受入に難色を示した例を紹介している（木下ら2012, 木村ら2013）。これらのことから、今日の入口支援において、被疑者・被告人の更生支援に果たす役割や機能が明確になっていないなかで、受け入れ先になる障害福祉サービス事業所は、受入の打診がされていることになる。

### （3）入口支援において障害福祉サービス事業所の受入に焦点を当てる研究意義

入口支援がわが国で2013年度に開始されて3年経過しているにもかかわらず、研究自体が進んでいるとは言いがたい。

これまで中心になってきたのはソーシャルワークの視点からの研究である（松村ほか2013, 京2015a, b）。一方で、受け入れ先の障害福祉サービス事業所が、起訴されている被疑者・被告人の受入をどのように検討しているのかという点も明らかにする必要がある。既述の通り、この入口支援では被疑者・被告人の受入をするその中心的な役割を果たすのが、障害福祉サービス事業をはじめとした福祉的支援を提供する事業所である。

これまでの研究では、McBrienらや江口が、障害福祉サービス事業所や高齢者福祉施設における被疑者・被告人の受入に関する現状と課題を報告している（McBrienら2003, 江口2016）。これらの研究が対象にしたのは、地域生活定着支援センターの職員である。連携の推進、フォローアップの重要性、支援の独自性、リスクマネジメントの必要性などが必要という結論に至っている一方で、罪名を聞いた時点で拒否されたケースがあったことが報告されている。もう一つが更生保護施設の活用に関する研究である（中村2015）。中村は、入口支援における更生緊急一時保護制度の活用の可能性を、制度・施策の面から読み解いている。満期出所者や起訴猶予者が主な対象となる更生緊急一時保護では、受入に対する制度上の障壁は大きいと考えられる。そこで障害福祉サービス事業所に焦点を当てた研究が必要となる。しかし、こんにち障害福祉サービス事業所に焦点を当てた研究は見ることができない。

障害福祉サービス事業所の受入を進めていくためにも、障害福祉サービス事業所から得られたデータに基づく理論生成が必要となる。そこから、これまでの研究の中心であったソーシャルワーク視点からの研究と連関を持たせることで、被疑者・被告人の入口支援における司法と福祉の在り方を検討できると考える。

### 3. 研究方法

#### (1) 調査方法

本研究は、インタビュー法を採用した。

調査協力者は入口支援の中で、障害のある被疑者・被告人の受入を検討したA県内の障害福祉サービス事業所の施設長、サービス管理責任者、相談員等である。調査協力者の選定は、次の条件を設定した。①入口支援において、被疑者・被告人の受入を検討した障害福祉サービス事業所であること、②当該障害福祉サービス事業所内において、被疑者・被告人の受入を検討する際に中心的な役割を果たした職員であることである。調査協力者の属性は表1の通りである。

表1 調査協力者の属性

	性別	年齢	主な所属	施設内の立場、資格
M氏	男性	50代	グループホーム	管理者、介護福祉士
N氏	女性	40代	地域活動支援センター	サービス管理責任者 社会福祉士 精神保健福祉士
Q氏	男性	60代	地域活動支援センター	理事長 相談支援専門員
R氏	男性	30代	相談支援事業者	相談支援専門員
S氏	男性	40代	グループホーム	サービス管理責任者
U氏	男性	50代	就労継続B型事業所	施設長

調査協力者の人数は6名（女性1名、男性5名）である。調査期間は2016年2月～8月までである。インタビュー調査の実施回数は合計4回である。インタビュー調査の総時間は3時間59分である。インタビュー内容は、調査協力者の了解を得たうえでICレコーダーを用いて録音し、その音声データをもとに逐語記録を作成している。逐語記録の文字数は41,573文字である。調査協力者の選考理由は、A県内で取り組まれてきた入口支援で障害のある被疑者・被告人の受入を検討した全ての障害福祉サービス事業所で、受入を検討するにあたり中心的な立場にあったという基準で選択している。また、分析テーマに合致した調査協力者を選定するうえで、A県地域生活定着支援センターの協力を得ている。主な質問項目は、「事業所内ではどのような場で検討したのか」「事業所側の受入条件は何か」である。なお、インタビュー開始前に、入口支援の概要を説明している。本研究で用いたインタビュー方法は、個人を対象とした半構造化インタビューである。

## (2) 分析方法

分析方法は、定性的（質的）コーディングを用いた（村社2011；2012）。本研究での定性的（質的）コーディングは次の手続きを経て実施した。①インタビューから得られたデータ（逐語記録）から意味内容ごとに「(定性的) コード」を割り出した。②一般化を図るために、「(定性的) コード」間の関係性を比較検討しながら「(概念的) カテゴリ」を生成した。③「(概念的) カテゴリ」を「説明図式（理論）」へと統合した。この①から③の手続きは常に繰り返して行った。

## (3) 倫理的配慮

本研究にかかる調査を実施するにあたり、調査協力者全員に対し、研究目的、調査方法等を説明し、書面にて同意を得ている。研究結果についても調査協力者全員から許可を得ている。氏名、施設名、地域等、個人が特定される可能性のある情報は全てイニシャル化した。整形した逐語記録を本研究の分析対象とした。

## 4. 研究結果・考察

### (1) 受入準備の構造

障害福祉サービス事業所では、受入を検討した後に、受入に向けた準備に取り組む（以下、受入準備）。この受入準備の構造は『事例の確認とサービスの調整』<sup>3)</sup>である。この『事例の確認とサービスの調整』は【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】<sup>4)</sup>、【身元保証の確認】、【福祉機関・保護司との連携の確認】、【サービス利用、生活環境・部屋の調整】の4つのカテゴリから構成されている。表2は、理論生成の根拠となったデータをもとに作成したコード、カテゴリ、データの一覧表である。

#### 1) 罪を犯した経緯・生活ぶりの確認

【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】とは、現場職員が、被疑者・被告人の罪を犯した経緯を確認することである。この【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】は[罪を犯した経緯の確認]<sup>5)</sup>[生活ぶりの確認]の2つのコードから生成された。

[罪を犯した経緯の確認]とは、現場職員が、被疑者・被告人の罪を犯した経緯を確認することである。「どういう罪を犯されたという経緯」であったり「何がほしくて犯罪行為に及んだのか」というように、罪を犯した経緯を確認している。

[生活ぶりの確認]とは、現場職員が罪を犯した時点の生活ぶりを確認することである。罪を犯す前の「最近の生活ぶり」や「前の人間関係のからみ」などを確認することを通じて被疑者・被告人の情報蒐集に取り組むことである。

表2 『事例の確認とサービスの調整』のカテゴリ、コード、データの一覧

カテゴリ	コード	データの一部
罪を犯した 経緯・生活 ぶりの確認	罪を犯した経緯 の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どういう罪を犯されたという経緯とかがあって。(M)</li> <li>・ 何がほしくて犯罪行為に及んだのか。(N)</li> </ul>
	生活ぶりの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の生活ぶりであったとりとか。(N)</li> <li>・ 当初は前の人間関係のからみが若干残っていて、それをどういう風に対処しようかという話が何回かあった。(M)</li> </ul>
身元保証の 確認	家族による身元 保証の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かならず 保証人という話が出るんですけど。(M)</li> <li>・ 家族は関わり合いになりたくない、結構強く言われたんですけど。一応、保証人だけにはなってくれた。(M)</li> </ul>
	関係者による身 元保証の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰かしら一緒になって支えてくれる人がほしいというところで、探す努力はしている。(S)</li> <li>・ 一つの課題として、身元保証人という方がおられない。(M)</li> </ul>
	福祉機関による 身元保証の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護を受ける場合には、生活福祉課の課長が身元引受人としてできるということを言っていますので。(S)</li> </ul>
福祉機関・ 保護司との 連携の確認	福祉機関との連 携の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協が金銭管理の側面で関わってくれています。あとは市の支所の方が関わりをもっておられます。(N)</li> <li>・ 役割分担とか再度確認するとかですね。(M)</li> </ul>
	保護司との連携 の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護観察で保護司さんが関わっていらっしやって。(N)</li> <li>・ 保護司さんが定期的に面会しますよという確認とか。(M)</li> </ul>
サービス利 用、生活環 境・部屋の 調整	サービス利用の 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一応選択肢としては、GHか今までみたいな単身での生活みたいな。(M)</li> <li>・ 本当に簡単な内容だと思いますけど。それをもとに検討する。やっぱり具体的利用の話がないとですね。(S)</li> </ul>
	生活環境・部屋 の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽しみは楽しみにして、そういうのを活かせるような生活環境をしていく。(M)</li> <li>・ 年齢的なところで部屋の調整をします。(S)</li> <li>・ 生活しやすい部屋を選んで、実際に利用してもらったあとも調整が必要であれば、部屋替え等でさせていただきます。(S)</li> </ul>

## 2) 【身元保証の確認】

【身元保証の確認】とは、現場職員が被疑者・被告人の身元保証人を確認することである。この【身元保証の確認】は、[家族による身元保証の確認]、[関係者による身元保証の確認]、[福祉機関による身元引受の確認]の3つのコードから生成された。

[家族による身元保証の確認]とは、現場職員が被疑者・被告人の家族が身元保証をして

くれるかをどうかを確認することである。家族と疎遠になっている被疑者・被告人が多いなかで、サービス利用に関して「かならず、保証人という話が出る」ことから、現場職員は家族が保証人になってくれるかどうかを確認している。「家族は関わり合いになりたくない、結構強く言われたんですけど。一応、保証人だけにはなってくれた」とあるように、働きかけをすることで、家族が身元保証をしてくれる可能性がある。

〔関係者による身元保証の確認〕は、現場職員が福祉機関による身元保証を確認することである。家族の保証が見込まれない被疑者・被告人に対して、成年後見人を中心に身元保証できる人を確認する必要があるものの、入口支援の対象となる人の多くが、知的障害の程度が比較的軽度であるため、制度そのものを利用することが困難なケースである。そこで、現場職員は家族以外の関係者に「誰かしら一緒になって支えてくれる人」がいるかどうかを確認している。

〔福祉機関による身元引受の確認〕は、現場職員が福祉機関による身元保証を確認することである。生活保護を利用する被疑者・被告人の場合、「生活福祉課の課長が身元引受人としてできる」こともあるため、最終的な手段として福祉機関が身元引受できるかどうかを確認するとともに、「保証人を立てなくてもよい」という判断ができるかどうか確認している。

### 3) 【福祉機関・保護司との連携の確認】

【福祉機関・保護司との連携の確認】とは、現場職員が福祉機関・保護司との連携体制を確認することである。この【福祉機関・保護司との連携の確認】は、〔福祉機関との連携の確認〕〔保護司との連携の確認〕の2つのコードから生成された。

〔福祉機関との連携の確認〕とは、現場職員が福祉機関との連携を確認することである。障害福祉サービス事業所が一人の被疑者・被告人の福祉的支援すべてを請け負うことには限界があるため、他の障害福祉サービス事業所や福祉機関が同じ人の支援に関わっているのかどうかを確認している。

〔保護司との連携の確認〕とは、現場職員が保護司との連携を確認することである。入口支援の場合、判決前に福祉的支援等を検討することから、判決を想定した支援体制が組まれる。そこには、刑事司法制度に則った保護司が関わることも予想される。他の障害福祉サービスも含めた福祉的支援が見込まれないケースや、保護観察が付された判決が出る可能性のあるケースの場合は、保護司が日中の生活支援等に関わる可能性もある。そこで、現場職員は「保護司さんが定期的に面会しますよという確認」をすることによって、福祉以外の関係者が日中の生活支援に関わる可能性を確認している。

### 4) サービス利用、生活環境・部屋の調整

【サービス利用、生活環境・部屋の調整】とは、現場職員が被疑者・被告人のサービス利

用、生活環境・部屋の調整をすることである。上記の確認をそれぞれ経て、障害福祉サービス事業所で受け入れることが可能であると判断した場合、その次の段階として取り組むのが、判決後に障害福祉サービス事業所で生活することを想定した【サービス利用、生活環境・部屋の調整】である。この【サービス利用、生活環境・部屋の調整】は〔サービス利用の調整〕〔生活環境・部屋の調整〕の2つのコードから生成された。

〔サービス利用の調整〕とは、現場職員がサービス利用の調整をすることである。「一応選択肢としては、GHか今までみたいな単身での生活みたいな」「具体的に利用の話がないとですね」というように、障害福祉サービス事業所内のどのサービスを利用するか調整が始まる。

〔生活環境・部屋の調整〕とは、現場職員が生活環境や部屋を調整することである。特に入所系の障害福祉サービス事業所では、「年齢的などころで部屋の調整をして」「生活しやすい部屋を選んで」というように、実際に生活する部屋の調整を始める。ただし、この時点では、被疑者・被告人の意思に基づき部屋が調整される前の段階であるため、「実際に利用してもらったあとも調整が必要であれば、部屋替え等」をしていくこともふまえた調整が行われる。

## （2）受入準備における支援の特性

障害福祉サービス事業所において、被疑者・被告人を受け入れるための支援特性は『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』である。その『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』のための支援は【体験利用、見学の勧め】、【協調性、社会性の確認】、【支援の受け入れと更生意思の確認】の3つのカテゴリから構成されている。表3は、理論生成の根拠となったデータをもとに作成したコード、カテゴリ、データの一覧である。

### 1) 見学、体験利用の勧め

【見学、体験利用の勧め】とは、障害福祉サービス事業所の現場職員が、被疑者・被告人に事業所の見学や体験利用を勧めることである。この【見学、体験利用の勧め】は〔見学の勧め〕と〔体験利用の勧め〕の2つのコードから生成された。

〔見学の勧め〕とは、現場職員が将来的に利用者になる可能性のある被疑者・被告人に施設見学を勧めることである。特に通所系のサービス事業所では、日中活動の様子の見学を通じてサービス利用を勧めている。入口支援の場合、在宅起訴のケースを除いて、被疑者・被告人は警察署に勾留された状態にある。そのため、障害福祉サービス事業所側は被疑者・被告人の判決後に、本人に実際にサービスを見学してもらい、その上でサービス内容等の理解を深めてもらうことにしている。

〔体験利用の勧め〕とは、現場職員が被疑者・被告人に施設の体験利用を勧めることである。執行猶予等の判決が出た後に、グループホームをはじめとした入所系のサービスを提

表3 『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』のカテゴリ、コード、データの一覧

カテゴリ	コード	データの一部
見学、体験利用の勧め	見学の勧め	・実際は、誰でも1回は来てみましょうよ、から始まっているんじゃないでしょうか。(N)
	体験利用の勧め	・体験を間髪入れず、体験を入れて。(R) ・何カ所か体験利用して頂いて、本当にここというところを本人が決める。(S) ・こちらに来られる前に体験の実習をされたのです。(U)
協調性、社会性の確認	協調性の確認	・やっぱり協調性だったり、集団生活ができる人というような人が良いのかなと思うんですけど。(M) ・集団生活しやすい性格の方だったのかなと。(M)
	社会性の確認	・ここに來られる時には、一定の社会性を持ってきて欲しいというのは願うわけですけど。(N)
支援の受け入れと更生意思の確認	支援を受けること の意思の確認	・本当に助けてほしいという思いなのかどうかという確認ですよ。(S) ・ここに来て、お金の受け渡しをする気があるのかということは必要だったかと思います。(N)
	更生の意思の確認	・ここでなんとか自分のことをなんとかしておこうと思っているのかと、意思は最低限必要かと思います。(N)

供する障害福祉サービス事業所では、「体験を間髪入れず、体験を入れて」「何カ所か体験利用して頂いて」、利用者となる被疑者・被告人本人にサービス利用を選択してもらうことを勧めている。上述のように被疑者・被告人は勾留されていることが多い。地域生活定着支援センター等を通じた警察署での面接だけでは、GHをはじめとした入所系のサービスを提供する障害福祉サービス事業所のサービス内容やそこでの生活を理解することが被疑者・被告人本人にとって難しい。それだけでなく障害福祉サービス事業所側も本人の生活全般の様子を知ること、利用の前段階で必要だと考えている。

## 2) 協調性、社会性の確認

【協調性、社会性の確認】とは、障害福祉サービス事業所の現場職員が、被疑者・被告人の協調性と社会性を確認することである。この【協調性、社会性の確認】は「協調性の確認」と「社会性の確認」の2つのコードから生成された。

「協調性の確認」とは、現場職員が、被疑者・被告人の協調性を確認することである。障害福祉サービス事業所では集団生活が基本になるため、「協調性だったり、集団生活ができる人」であることが求められる。

〔社会性の確認〕とは現場職員が、被疑者・被告人の社会性を確認することである。現場職員は、障害福祉サービス事業所で他の利用者と一緒に生活する際のルールや、支援を受ける際の約束事などを守ることが可能かどうかを確認している。

### 3) 支援の受け入れと更生意思の確認

【支援の受け入れと更生意思の確認】とは、現場職員が、利用者が支援を受け入れることと更生する意思があることを確認することである。この【支援の受け入れと更生意思の確認】は、〔支援を受けることの意味の確認〕と〔更生意思の確認〕の2つのコードから生成された。

〔支援を受けることの意味の確認〕とは、現場職員が被疑者・被告人本人の障害福祉サービス事業所で支援を受けることの意味を確認することである。「本当に助けてほしいという思いなのかどうか」「ここに来てお金の受け渡しをする気があるか」を確認している。

〔更生意思の確認〕とは、現場職員が、被疑者・被告人の更生に対する意思を確認することである。障害福祉サービスの利用を通じて「ここでなんとか自分のことをなんとかしておこう」という更生に向けた意思があることを確認している。対象となる被疑者・被告人の多くが累犯障害者であることから、〔更生意思の確認〕をしているものと考えられる。

## 5. 結論

### (1) 障害福祉サービス事業所の被疑者・被告人の受入準備の構造

分析の結果、障害福祉サービス事業所側の被疑者・被告人の受入準備の構造は『事例の確認とサービスの調整』として明らかにされた。また受入準備の支援特性は『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』として明らかにされた。

『事例の確認とサービスの調整』は、受け入れ決定後に利用契約を結ぶ前段階として、不足する情報を蒐集することを通じて、実際に利用する可能性のあるサービスや生活環境等を調整することである。

この時点では、判決が出る前であることから障害福祉サービス事業所と被疑者・被告人との間に接点はない。そのため障害福祉サービス事業所の現場職員は、入口支援に関わってきた地域生活定着支援センター、相談支援事業所、家族等に連絡を取り合い、【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】【身元保証の確認】をしている。特に、被疑者・被告人は家族と疎遠になっているため、現場職員は〔家族による身元保証の確認〕にはじまり、〔関係者による身元保証の確認〕〔福祉機関による身元保証の確認〕と順を追って、身元保証してくれる立場の人を探していることが明らかになった。【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】【身元保証の確認】と並行して、障害福祉サービス事業所では、受入を検討している他の障害福祉サービス事業所や相談機関等との連携や、保護観察付きの判決が出ることが予想される場合は、保護司との連携を含めた【福祉機関・保護司との連携の確認】を行う。

それらの確認をふまえて、判決後に利用する可能性のあるサービスや入所系施設の場合は部屋の調整を行う【サービス利用、生活環境・部屋の調整】へと展開する。ただし、この時点では被疑者・被告人とのサービス利用契約には至っていないため、障害福祉サービス事業所側は「実際に利用してもらったあとも調整が必要であれば、部屋替え等」をするという利用後の必要かつ適当な調整という考えを持っている。図1は『事例の確認とサービスの調整』を図解したものである。

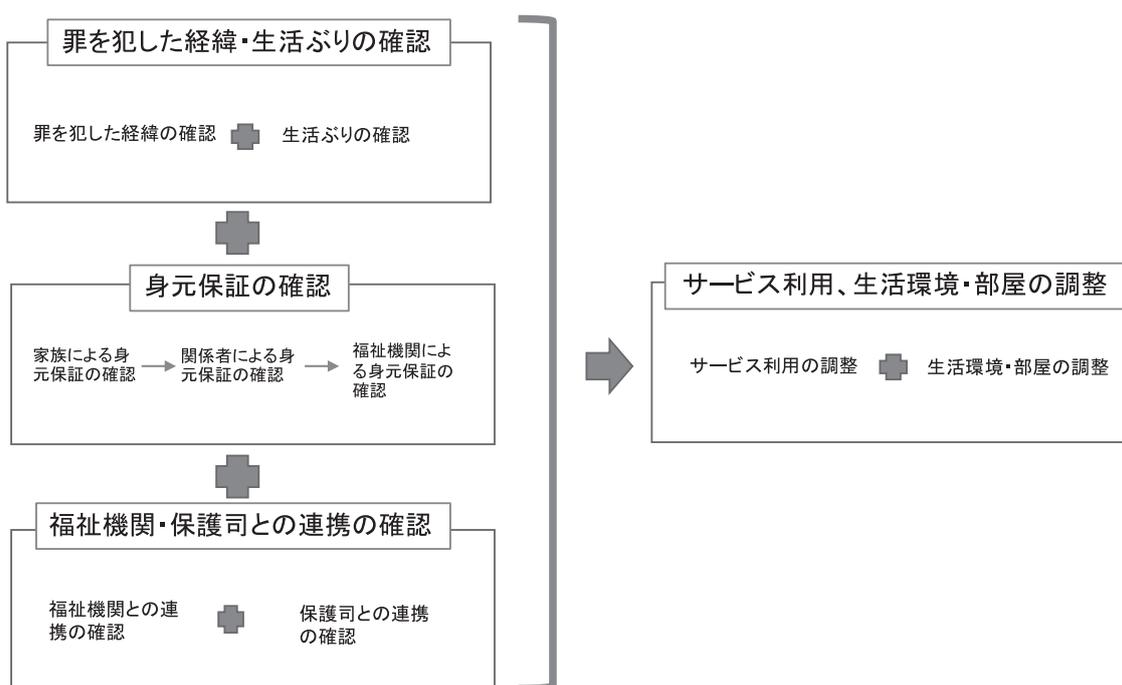


図1 『事例の確認とサービスの調整』の全体図

『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』は、被疑者・被告人を受け入れるための準備として障害福祉サービス事業所が行ってきた支援特性である。

警察署等で勾留されている被疑者・被告人が障害福祉サービス事業所の概要やサービスの種類などを理解することは容易ではない。また、勾留中は障害福祉サービス事業所とサービス利用契約を結ぶこともできない。そこで、障害福祉サービス事業所は被疑者・被告人の判決後に、「間髪を入れず」に【見学・体験利用の勧め】に取り組む。その【見学・体験利用の勧め】を通じて、被疑者・被告人に障害福祉サービス事業所の概要やサービスの種類などの理解を促す一方で、障害福祉サービス事業所側も情報収集を行う。それが【協調性、社会性の確認】と【支援の受け入れと更生意思の確認】である。かれらが利用する可能性のある障害福祉サービス事業所は、通所系と入所系に分かれるものの、複数の利用者が同じ場所で、同じ時間帯に利用するという面では共通する部分がある。そのため、障害福祉サービス事業所側は、見学や体験利用を通じて、被疑者・被告人が「集団生活がで

きる人」であることや「一定の社会性」を持っていることを確認する。それだけでなく、見学や体験利用の際に行う面談等を通じて、かれらに「支援を受けることの意味の確認」と「更生の意思の確認」をする。図2は『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』を図解したものである。

以上の結果から、障害福祉サービス事業所の被疑者・被告人の受入準備の構造および支援特性は、以下のように定義できる。障害福祉サービス事業所での被疑者・被告人の受入準備は、環境面に対する働きかけとして、被疑者・被告人の罪を犯した経緯や生活ぶりの確認、身元保証の確認、福祉機関や保護司との連携を確認したうえで、サービス利用、生活環境・部屋の調整を行う。被疑者・被告人本人に対する支援の特性は、障害福祉サービス事業所の見学や体験を通じて、実際に利用することが可能なかどうか、支援を受け入れ更生する気持ちがあるかどうかを確認することである。

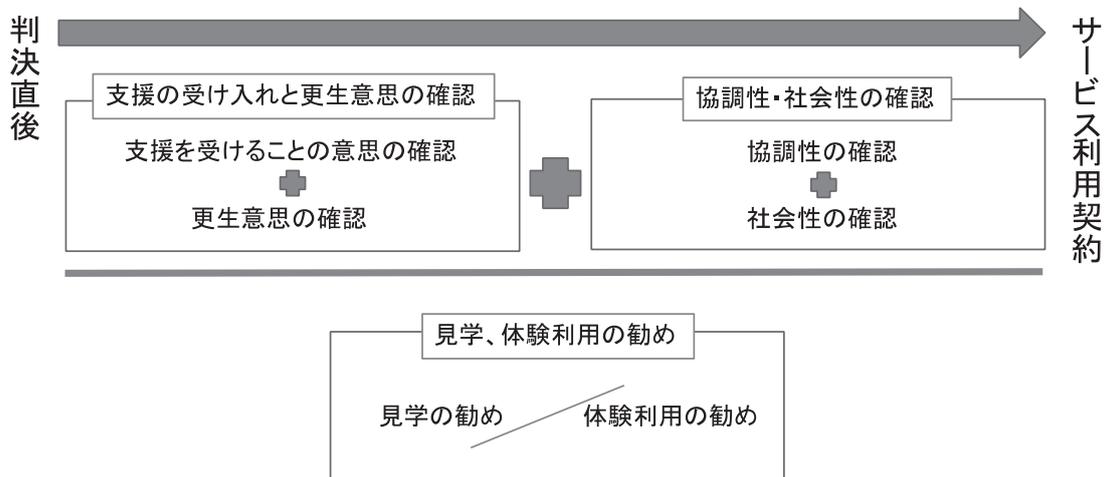


図2 『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』の全体図

## (2) 本研究の成果

本研究はこれまでの入口支援で解明されてこなかった障害福祉サービス事業所の被疑者・被告人の受入準備の構造および支援特性を明らかにした。刑務所を出所する時点で福祉が介入する出口支援とは異なり、入口支援の対象となる人は、起訴中でありかつ罪を償っていない被疑者・被告人である。本研究ではそのような被疑者・被告人の受入準備の構造として『事例の確認とサービスの調整』が、その受入準備における支援特性として『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』をそれぞれ見いだすことができた。

### 1) 入口支援実践の場での受入準備

本研究では障害福祉サービス事業所での被疑者・被告人の受入準備の構造および支援特性を明らかにした。McBrienらはイギリスでの実践のなかで、地方の障害福祉サービス事

業者にとって受入がジレンマになっていること、支援スタッフが養成できていないことが課題となっている点を指摘している（McBrienら2003）。しかしながら、これまでの入口支援の支援特性に関する研究では、地域生活定着支援センター等が取り組む入口支援全体のプロセスを提示するにとどまっているだけでなく、そのプロセスは地域生活定着支援センター等が取り組むソーシャルワークの視点で描かれてきたに過ぎない（松村ら2013, 石川ら2014）。McBrienらの指摘をふまえれば、入口支援に関わる被疑者・被告人の受入をすることになる障害福祉サービス事業所をはじめとした受け入れ先に焦点を当てる必要がある。本研究では、これまでの入口支援の研究では確認することができなかった、被疑者・被告人の受け入れ先となった障害福祉サービス事業所の受入準備の構造および支援特性を明らかにしている。McBrienらの指摘を検証するまでには至っていないものの、本研究で提示したモデルをもとに障害福祉サービス事業所の受入準備時点での受入に対する不安や支援スタッフの養成等も確認することが可能となる。

## 2) 体験利用時の支援特性

受入準備の支援特性である『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』は、判決が出た直後に「間髪を入れず」に開始されるものである。これまでの研究では、松村らが、受入先である障害福祉サービス事業所と通じた被疑者・被告人との信頼関係を構築するために実習等を用いることを示唆している（松村ら2013）。

本来ならば勾留中に見学や体験をすることができればよい。しかし勾留中の被疑者・被告人との面会回数および時間は限られている。本研究では、勾留中に障害福祉サービス事業所の職員が被疑者・被告人に対して情報提供したという回答を得ることはなかった。つまり、被疑者・被告人との最初の接点は、松村らと同じく判決後の見学・体験利用であったことが裏付けられたといえよう。しかしながら、本研究の結果からは、松村らの主張する実習等を通じた信頼関係の構築よりもむしろ被疑者・被告人の利用意思と適応能力を確認することが明らかになった。障害福祉サービス事業所は、サービスを利用するにあたり不足していた情報である利用意思と適応能力に関する情報の確認を強く求めていた。本研究で提示したモデルや松村らの研究結果をもとに、より被疑者・被告人、障害福祉サービス事業所双方にとって効果的な体験利用の方法を検討する必要がある。

もう一つ議論しなければならないのが、これらの確認そのものが判決直後に実施されることである。その前段階である勾留中に被疑者・被告人と障害福祉サービス事業所との接点があれば、被疑者・被告人の利用意思や適応能力をより早い時期に確認できる可能性がある。入口支援全体のなかで被疑者・被告人と障害福祉サービス事業所との接点を判決前の勾留時点で設定することを可能とするのか、それとも判決後に本研究で提示したモデルを組み込んだ体制を整備するのか。この点についても今後議論をしていく必要がある。

## 6. おわりに

被疑者・被告人を対象とした入口支援は制度として位置づけられていないため、その実態を把握することは容易ではない。そうした背景のもとに取り組んだ本研究を通じて、これまで明らかにされてこなかった障害福祉サービス事業所の受入準備の構造および支援特性を明らかにできた。

入口支援は、全国的に展開している過渡期にあるため、実践そのものの事例が積み上がっていない。海外の研究動向も確認する一方で、日本国内の入口支援の実践や研究を通じて本研究で明らかになった受入準備の構造や支援特性を検証していく必要がある。本研究の結果は、これからの入口支援の発展に寄与できるものと考えられる。

本研究の限界について述べておく。本研究では受入準備を進めた際に現場職員が感じた受入に関する不安や自信、その不安を解消するための障害福祉サービス事業所内の取り組みまでは明らかにできていない。本研究で明らかにした『事例の確認とサービスの調整』および『体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認』において、現場職員からの不安は出てこなかったのか、出ていたとしたらどのような不安だったのか、それら不安を軽減するための取り組みはなかったのかを確認することも必要である。さらに、これら現場職員の感じる不安およびその解消のプロセスを明らかにすることも今後の課題である。

## 謝辞

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「『入口支援』における触法知的障害者の福祉的支援に関する実証的研究」（課題番号15K03916）の助成を受けて実施しました。

本研究の調査にご協力いただいた調査協力者の皆様、調査協力者をご紹介いただいた島根県地域生活定着支援センターの皆様に御礼申し上げます。

## 註

- 1) 本稿では、入口支援の対象となる障害者を被疑者・被告人と表記する。また判決後は、本来ならば被疑者・被告人の肩書きは外れるが、同一人物を表していることから、判決後の本人に対する表記も被疑者・被告人を用いている。
- 2) ここで提示した書式は、社会福祉法人南高愛隣会が提唱した新長崎モデルで用いられた更生支援計画書をふまえたものである。
- 3) コアカテゴリは『 』で示している。
- 4) カテゴリは【 】で示している。
- 5) コードは [ ] で示している。

## 文献

- 江口賀子 (2016) 「刑余者に対する高齢者福祉施設側の受け入れに関する現状と課題についての一考察—A県地域生活定着支援センター職員へのインタビューを通して」『日本司法福祉学会第17回全国大会抄録集』 19.
- 浜井浩一 (2012) 「犯罪者とはどんな人たちか？」廣井亮一編『加害者臨床』 84-103.
- 石川正興 (2014) 「触法障害者・触法高齢者に対する刑事政策の新動向」『作業療法ジャーナル』 48 (11), 1093-1100.
- 石川正興・三枝功侍・宍倉悠太・ほか (2014) 『司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題』 成文堂.
- 岩田直子 (2013) 「障害者の社会的孤立」河合克義・菅野道生・板倉香子編『社会的孤立問題への挑戦—分析の視座と福祉実践』 法律文化社, 53-70.
- 伊豆丸剛史 (2013) 「被疑者・被告人となった触法障がい者・高齢者への支援—『障がい者審査委員会』(新長崎モデル)を中心として」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』 3, 116-125.
- 木下大生・水藤昌彦・小野隆一ほか (2012) 「矯正施設を退所した知的障害者を先駆的に受入れた障害者支援施設に関する実態調査 (2) —受け入れの経過と支援上の課題について」『国立のぞみの園紀要』 5, 28-34.
- 京俊輔 (2015a) 「控訴審における罪に問われた障害者に対する『入口支援』の可能性—島根県で取り組んだB氏事例を通じて」『島根大学社会福祉論集』 5, pp.1-19.
- 京俊輔 (2015b) 「島根県における触法障害者の『入口支援』の展開過程及び課題の検討—A氏の事例を通じて」『司法福祉学研究』 15, 10-31.
- Lindsay, W. (2002) Integration of Recent Review on Offender with Intellectual Disabilities, *Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities*. 15, 111-119.
- 松村真美・副島洋明・大塚俊弘・ほか (2013) 「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」田島良昭ほか『厚生労働科学研究 (障害者対策総合研究事業) 報告書 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (平成21-23年度)』 82-119.
- McBrien, J. Hodgetts, A. and Gregory, J. (2003) Offending and risky behavior in community services for people with intellectual disabilities in one local authority, *The Journal of Forensic Psychiatry and Psychology*, 14 (2), 280-297.
- 村社卓 (2011) 「介護保険下でのケアマネジメント実践モデルに関する研究—『調整・仲介機能の特化させた給付管理業務』に焦点をあてた質的データ分析」『社会福祉学』 52 (1), 55-69.
- 村社卓 (2012) 「チームマネジメントの未活用要因および活用条件—ケアマネジメント実践におけるチームマネジメント概念の検討」『社会福祉学』 53 (2), 17-31.
- 中村秀郷 (2015) 「刑事司法における入口支援 (被疑者・被告人への福祉的支援) の現状と課題—更生緊急保護と入口支援に関する一考察」『社会福祉士』 22, 21-29.
- 大杉光子 (2016) 「『司法と福祉との連携』における弁護士の立ち位置—目的は、再犯防止ではなく、社会における生活再建である」『季刊 刑事弁護』 85, 72-77.
- Roberts, A.R and Brownwell, P. (1999) A Century of Forensic Social Work : Bridging the Past to the Present, *Social Work*, 44 (4), 359-369.

菅原昭秀・田中一男・香西豊ほか（2013）「社会関係障がい支援施設『つばさ』での特別支援プログラムと地域生活移行の取り組みについて」『砂川紀要』28, 67-110.

鈴木一郎（2016）「コミュニケーションから考える福祉的支援と刑事弁護」『季刊 刑事弁護』85, 33-35.